

個別的労使紛争の処理に関する実施要領

(平成14年 2月21日第1015回総会決定)
改正 平成16年 3月 4日第1055回総会決定
平成16年12月16日第1071回総会決定
平成31年 1月21日第1388回総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、個別的労使紛争の処理に関する要綱（平成14年宮崎県地方労働委員会告示第1号。以下「要綱」という。）に基づいて宮崎県労働委員会（以下「委員会」という。）が行う労働相談とあっせんに関し、必要な事項を定める。

(労働相談又はあっせんの対象としない個別的労使紛争)

第2条 要綱第2条ただし書の労働相談又はあっせんの対象とすることが適当ではないと認められる紛争は、次に掲げるものとする。

- (1) 裁判所で係争中の紛争又は裁判所における民事調停の手続が進行中の紛争
- (2) 裁判所で判決が確定し、又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令違反に係る紛争又は法令に基づき他の機関において指導等を実施することが適当と認められる紛争
- (4) 他の機関において個別的労使紛争処理制度の手続が進行中又は解決した紛争
- (5) その他会長が対象とすることが適当でないと判断した紛争

(あっせん員の指名)

第3条 会長は、要綱第7条によりあっせん員を指名するに当たっては、原則として公益委員、労働者委員、使用者委員各1名を指名するものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(あっせん開始の通知等)

第4条 会長は、要綱第7条第1項によりあっせんを開始したときは、指名したあっせん員及び担当職員等をあっせんの当事者及びあっせん員（以下「関係当事者」という。）に通知するものとする。

- 2 会長は、あっせんを開始したときは、その旨を総会において報告するものとする。
- 3 会長は、要綱第7条第1項ただし書によりあっせんに不開始としたときは、速やかにその理由を付して申請者に通知し、その旨を総会において報告するものとする。

(あっせんの通知)

第5条 あっせん員は、あっせんを開催するときは、あっせんの当事者にあっせんの日時、場所等を通知するものとする。

(あっせんの場所)

第6条 あっせんは、委員会の総会室で行う。ただし、あっせん員が適当と認めるときは、あっせんの当事者の現地においてあっせんを行うことができる。

(あっせんの打切り)

第7条 要綱第11条の2の規定によるあっせんの打切りは、次に掲げる事由によるものとする。

- (1) 被申請者があっせんに応じない場合
- (2) あっせんの当事者間の主張の隔たりが大きく、合意点を見出すことは困難とあっせん員が判断した場合
- (3) あっせんの当事者の双方又は一方があっせん案の受諾を拒んだ場合
- (4) その他、あっせんを継続することが不可能又は不相当とあっせん員が判断した場合

(あっせん終結の通知等)

第8条 あっせん員は、要綱第12条によりあっせんが終結したときは、その結果を会長に報告するものとする。

- 2 会長は、前項の報告に基づき、その結果を関係当事者に通知するものとする。
- 3 あっせん員は、あっせんの経過及び結果を総会において報告するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。